

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第8条第1項の規定により、栃木市新斎場整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定により客観的な評価の結果をここに公表する。

令和2年12月16日

栃木市長 大川 秀子

記

1 事業の概要

(1) 事業名称

栃木市新斎場整備運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

栃木市長 大川 秀子

(3) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者と市が事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、本施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理・運営を行うBTO(Build Transfer Operate)方式により実施する。

(4) 事業実施スケジュール(予定)

今後の事業実施スケジュールは次のとおりである。

時期	内容
令和2年11月	基本協定の締結
令和3年1月	仮契約の締結
令和3年3月	契約締結
令和3年4月～	本施設の設計・建設
令和5年9月	本施設の引渡し及び所有権移転
令和5年10月	本施設の供用開始
令和21年3月	事業期間終了(維持管理・運営期間15年6ヵ月間)

※PFI事業期間後の運営については、別途本施設の大規模修繕の実施を含めて事業実施方法の検討を行う予定である。

(5) 事業者の業務範囲

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 備品等整備業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 環境保全対策業務
- (キ) 所有権移転業務
- (ク) 各種申請等業務
- (ケ) 稼働準備業務
- (コ) その他施設整備上必要な業務

イ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 火葬炉保守管理業務
- (エ) 植栽・外構等維持管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 環境衛生管理業務
- (キ) 備品等管理業務
- (ク) 警備業務
- (ケ) 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- (コ) エネルギーマネジメント業務
- (サ) 事業終了時の引継ぎ業務

※事業用地に隣接する植栽帯の管理を含む。

ウ 運営業務

- (ア) 予約受付業務
- (イ) 利用者受付業務
- (ウ) 告別業務
- (エ) 炉前業務
- (オ) 収骨業務
- (カ) 火葬炉運転業務
- (キ) 待合室関連業務
- (ク) 式場関連業務
- (ケ) 売店等運営業務
- (コ) 使用料徴収代行業務
- (サ) 死産等の受付・火葬業務
- (シ) その他運営上必要な業務

(6) 公共施設等の立地等に関する条件

ア 敷地条件

項目	内容
建設予定地	栃木市岩舟町三谷 1220 番 1 他
敷地面積	約 24,800 m ²
都市計画決定	あり
都市計画区域	都市計画区域内
区域区分	市街化調整区域
用途地域	—
特定用途地区	—
防火・準防火地域	—
その他	土砂災害警戒区域、砂防指定地
建ぺい率	60%
容積率	200%
高さの制限	道路斜線（勾配 1.5）、隣地斜線（20m+1.25）
土地の所有者	栃木市

イ 規模及び機能

項目	内容
構造	鉄筋コンクリート造
建築面積	事業者提案にゆだねるものとする。
延床面積	4,100 m ² ～4,600 m ² 程度（建築基準法上の延床面積） ※許容範囲を±5%未満とする
火葬炉数	人体炉 8 基（大型炉）
待合室	8 室
告別室	3 室 ※炉前ホールを兼ねる
収骨室	3 室
駐 車 場	普通車 利用者用：75～90 台 障がい者用：5 台以上 職員・業者用：20 台以上
	マイクロバス 6 台以上

なお、告別室、収骨室の数については、各諸室の適切な収容人数等を確保した上で、タイムスケジュール等作成の上、無理のない施設運営や、会葬者のプライバシーに配慮した運営ができる場合は、事業者の提案に委ねるものとする。

2 落札者の決定

栃木市新斎場PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、落札者決定基準に基づき、提案書類の審査及びヒアリング等を行い、最優秀提案者を選定した。

本市は、選定委員会の選定結果に基づき、令和2年11月13日（金）に、東亜建設工業グループ（代表企業：東亜建設工業株式会社東京支店）を落札者として決定した。

《落札者》

東亜建設工業グループ

参加区分	企業名
代表企業	東亜建設工業株式会社東京支店
構成員	有限会社山野井組 富士建設工業株式会社 株式会社大高商事
協力企業	株式会社大建設計東京事務所 株式会社安藤設計 日立キャピタル株式会社

3 落札価格

落札者として決定した東亜建設工業グループの入札価格については、以下のとおりである。

4,797,120,080 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

4 財政負担額の削減効果

本事業について、市が自ら実施する場合の財政負担額と、落札者の提案に基づくPFI事業により実施する場合の財政負担額を、事業期間全体を通じて算出し、現在価値換算額で比較した結果、PFI事業により実施することで財政負担額を21.8%削減ができることとなった。

項目	値（割合）
①市が自ら実施する場合	100%
②PFI事業により実施する場合	78.2%
③VFM（現在価値換算額での比較）	21.8%

※ ①については、令和2年2月21日付で公表した特定事業の選定における前提条件をもとに算定している。

※ ②については、落札価格をもとに算定している。